

国と東電の責任を認めた 原発損賠訴訟判決

それでも裁判所は被害者の苦しみをわかっていない

福島第一原発事故の被害者らが損害賠償を求めて全国で訴えた訴訟の中で、最大規模となった福島地裁での裁判の判決が10月10日に出された。3月17日の前橋地裁判決、9月22日の千葉地裁判決に続いて、東京電力は敷地高を超える津波の可能性を予見できたにもかかわらず対策をとらなかったとしてその責任を認め、損害賠償を命じた。また、千葉判決では認められなかった国の責任についても規制権限を行使すべきであったと認めた。原告団は東電、国の責任を認めたことを評価しつつ、賠償の内容について強い不満を表明した。これらの判決の意味するものについて、京都大学原子炉実験所退官後も反原発のたたかいを続けられている小出裕章氏に聞いた。(聞き手 編集部)

小出 裕章

元京都大学原子炉実験所助教



福島原発事故生業訴訟で福島地裁が国と東電の責任を認める判決を下したことを喜ぶ原告団の支援者ら。(10月10日／福島県福島地裁前)提供時事



力というのは国の根幹に関わっている。そういうことに関しては三権分立はあり得ない。裁判をいくらやっても原子力に関する限りは無意味だ、と。それ以降、原発の裁判には関わらないと決めました。

多くのところで皆さんが苦勞して進めてきた原発の裁判で、原告の方々が私に証人になって証言してくれと来られました。私はすべてお断りしました。裁判は無意味であり、それに時間を使うことは反対運

福島地裁の判決については、原告や多くの方がコメントしており、私などが口をはさむことではないと思います。原告が求めていた、東電と国の責任を認めるという点では、明白に国にも東京電力にも責任があるという判決が下されたわけですから、原告からすれば一応勝訴ということになると思います。そして、原告側が言っているように、示された賠償額はばかげて安すぎるということとです。どれほどの苦しみ、どれほどの被害が加えられたのかということとを、やはり裁判官はわかっていないというのが私の印象です。

原発裁判の無意味さに直面

私自身もかつて原発の裁判に関わったことがあります。最初は私がまだ東北大学の大学院にいた時でした。女川原子力発電所の建設に反対して工事現場で座り込みをして、仲間が威力業務妨害で捕まったことがあり、それをきっかけに裁判に持ち込みました。

判決が出たのは、私が74年に京都大学の原子炉実験所に就職してからで、工事を妨害したということで敗訴になりました。ただ、訴訟費用を免除するという判決でしたから、裁判動としてはマイナスになると考えていたので私自身は関わりませんと答えてきました。それは今も変わりません。

事故が起きたという事実の重み

ただし、2011年に福島第一原発の事故が起きました。裁判で科学的な論争をすることは違って、事実として起きたわけです。その事実の重みが今の裁判を拘束し、それなりの判決が出るようになったのだと思います。

はじめは大飯原発の3、4号機の運転差し止め訴訟でした。福井地裁の樋口英明裁判長が運転差し止めを認めるという判決を書いてくれて、素晴らしい内容だと思いつつながら読みました。こういう裁判長がまだ残っていてくれたんだなとも思いました。

樋口裁判長を支えたのは何よりも事実の重みです。事実として原発の危険性が明白になり、樋口さんのような裁判官が発言できるようになったのだと思います。事故が起きてしまったことは悲しいことですが、それによって少し変わったのだと思います。

しかし、樋口さんご自身はすぐに

判官も私たちの主張を認めたのだと思います。どちらにしても原発の安全性という問題に裁判所は関わらないという判決でした。

73年8月からは四国電力の伊方原子力発電所に対しての裁判が始まりました。運転の認可を取り消せという行政訴訟で、大阪を中心にご自身の弁護士や学者が集まって弁護団を組織していました。原発の安全性を全面的に争った世界でもはじめの裁判だったと思いますが、それに私も参加しました。高裁では証人として出廷して証言もしました。地裁、高裁、最高裁といったのですが、いずれも住民側が敗訴しました。伊方原発は動かしていい、国が許可を出したのは正当だという判決でした。

私はその裁判を通じて学んだことがありました。国側の証人もたくさん出てきましたが、科学的な論証では話にならないくらい私たちが圧勝してしまっていた。しかし判決文は、笑ってしまうほど国が述べていることがずらっと書かれ、それに「右を相当と認める」とだけ付け加えている、あまりにバカバカしいものでした。原子私にはつきりわかりました。原子

家庭裁判所に更迭されましたし、日本の裁判制度は相変わらずひどいままです。

そういう現実を少しでも良くするために、住民の運動がきちんと続かないといけませんし、各地の原発反対運動はとて大切で、今行われている裁判も裁判官を支える形です。しっかりと主張を展開して住民側勝訴の判決を勝ち取らなければいけません。

そういう意味で、福島の判決は国と東電の責任を認めるという判決だったわけで、それは良いことだと思います。福島の裁判も、前橋や千葉もそうですが、住民の人たちは津波の予見可能性という問題を問題にしています。それに対してどの判決も津波は予見できたことと認め、東電が対策をとらなかったことの責任を認めました。前橋と福島の判決では国の責任を認めました。

千葉地裁だけは、予見は可能だったが国が指導したところで必ずしも事故を防げたとは言えないと国を免罪するような判断で、ひどい判決だなと私は思いました。それでも、津波を予見できたのに何もなかったと言っています。東電も国も自らの責任を認めるべきです。